

令和3年度留置施設視察委員会の意見に対する措置状況

1 活動状況

会議の開催	9月、10月、11月に開催
視察状況	<ul style="list-style-type: none"> ・期間：9月～11月までの間の3日間 ・対象：県下6警察署（鳥取、郡家、倉吉、琴浦大山、米子、黒坂）の留置施設（2警察署において被留置者3人と面接）

2 委員会の意見に対する措置状況

意見の概要	措置状況
<p>1 外国人被留置者への対応</p> <p>日本語が十分に話せない外国人被留置者について、通訳人の確保が難しい言語であっても、その者の言語に対応した告知書等の文書、翻訳機を準備するなど、必要な備えをされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の外国語については、外国語による告知書等の文書を準備しており、日常の処遇等に対応できるようにしています。また、翻訳機については、留置施設内で使用可能な物の導入を検討しています。
<p>2 書籍（官本）の貸与について</p> <p>警察署に備え付けてある書籍（官本）については、1日あたりの閲覧できる冊数の制限が設けられているが、この制限数を増やすなどの改善を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍（官本）の貸与冊数については、留置管理業務の円滑な遂行及びすべての被留置者が閲覧する機会を得られるようにするため、閲覧冊数の制限をしているところであり、上限冊数については、各警察署で、留置施設の管理運営上支障のない範囲で、制限数の引き上げを図っております。
<p>3 書籍（官本）の種類について</p> <p>書籍（官本）はほとんど小説に限定されており、六法全書はあるが、刑事法に関する書籍はない状況であり、法律関係の一般向け書籍も官本に入れることを検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令及び予算の範囲内で、適切な書籍（官本）の備付けを検討します。
<p>4 入浴回数について</p> <p>視察した各署とも入浴回数は週2回とされ、法令で定められた5日に1回以上との下限は満たしているが、衛生上回数を増やすことが望ましいため、改善を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生上必要と認める場合は、管理体制を整えた上で、入浴等ができるように配慮しています。
<p>5 着衣の交換について</p> <p>週2回の入浴時だけでなく、汚れた場合に柔軟に対応できるように十分に配慮されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被留置者が失禁等してしまったなど、保健衛生上必要と認める場合は、入浴や着衣の交換など柔軟に対応しています。
<p>6 毛布の貸出しについて</p> <p>起床後も引き続き貸し出すなど、柔軟な対応をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体調がすぐれないなどの申出があり、その申出が正当であると認めれば、毛布を貸し出すなど、柔軟に対応しています。

備考：この度、留置施設視察委員会からの意見書の提出をいただき、既に対応していることも含め、措置状況として掲載しています。